

別紙

モニタリング調査実施要領

1 調査の目的

この調査は、富士市・富士市森林組合認証森林の現況、環境影響をチェックし、その結果から計画の達成度及び改善点を検討するために実施する。

2 実施内容

- (1) 毎月行うモニタリング調査を実施した際には、必ず管理責任者が「巡視時チェック項目(○印)」についてチェックする。
- (2) 作業を実施した時には、必ず現場責任者が「作業完了時チェック項目(○印)」についてチェックする。
- (3) 山林パトロールの際には、必ず巡視者が「巡視時チェック項目(○印)」についてチェックする。
- (4) チェックした結果は、所定の用紙に記録すること。
- (5) 必要に応じ写真を撮影し、位置情報その他の記録を保存する。
- (6) 齢級別プロットを数箇所指定し、年に2カ所の標準地の成長量等を調査し、記録を保存する。また、必要なときには広く希望者に公開する。(林班図調査箇所を保存する)

3. チェックリスト

チェック内容		巡視時	作業完了時
		チェック項目	チェック項目
1	水辺林は、適切に育成・保存されているか	○	○
2	下層植生は、適切に育成・保存されているか	○	○
3	土壌は、適切に保護されているか	○	○
4	水系に濁りやその他の異常はないか	○	○
5	林道・作業道及び山道に異常はないか	○	○
6	主に林道法面から林内にかけて外来種の繁殖・拡大は認められないか	○	○
7	作業等で使用した燃料、オイル類の空缶が放置されていないか	○	○
8	境界の杭やマーキングは明確に確認できるよう維持されているか	○	○
9	病害・虫害等により、枯れ等、植生に異常が認められないか	○	
10	獣害等により、枯れ等、植生に異常が認められないか	○	
11	森林火災やボヤ跡等はないか	○	
12	気象災害等により、林地及び植生に被害が発生していないか	○	
13	気象災害等により、林道・作業道及び山道に損壊等、被害が発生していないか	○	
14	注意標識は、損傷等がなく適正に管理されているか	○	
15	案内看板等は、損傷等がなく適正に管理されているか	○	
16	産業廃棄物等ゴミ類が投棄されていないか	○	
17	絶滅危具種等を視認したか	○	
18	野生動植物の採取や狩猟に不適切な活動はないか	○	
19	その他特記事項	○	○

間伐実施要領

1 間伐の目的

森林を適正な密度で、健全な森林に導くために、利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う作業である。

2 間伐の種類

準優勢木以下を中心に伐採して間引く間伐を「下層間伐（普通間伐）」、

優勢木を伐採して間引く間伐を「上層間伐（樹冠間伐）」

優勢木を中心に伐採して間引く間伐を「優勢木間伐」

準優勢木、優勢木に関係なく機械的に伐採して間引く間伐を「機械的間伐（列状間伐）」

間 伐 の 種 類	
間伐の種類	間伐する木（選木対象木）
下層間伐（普通間伐）	準優勢木・介在木・劣勢木
上層間伐（樹冠間伐）	優勢木（広葉樹間伐）
優勢木間伐	優勢木・劣勢木
機械的間伐（列状間伐）	機械的に選木

3 間伐の強度と頻度

生産目的と地域の環境条件に照らし、生産目的と森林の健全性の維持を検討し伐採本数を決める。

4 スギ・ヒノキの間伐

(1) 1回目 下層間伐（切り捨て間伐）

植栽後15年頃に30%前後の切り捨て間伐を実施。間伐対象木は、形質の良好な将来性のある木の生育を妨げる木と、将来性のない劣勢木を伐採する。

切り捨て間伐は、保育上重要で絶対に省略してはいけない。この間伐を行わないと、芯持ち柱材の利用径級に達したときに、不良木の比率が高くなってしまい、低質の林分に陥り悪循環を招く。また、風害、病害、冠雪害など諸害に対する耐性を高めるためや林床植生を絶やさなため、物質環境の促進（林地への養分の供給）のためにも重要な作業である。

伐倒木はできるだけ斜面の横方向に寝かせ、表層土や養分が斜面下方への移動を抑える。

(2) 2回目 優勢木間伐

平均胸高直径が17cm程度になったとき（25年生前後）に30%前後の間伐を実施、芯持ち柱材1玉が収穫できる。1回目の切り捨て間伐がしっかり行われていれば収穫の歩止まりが高く早期の収入が得られる。

(3) 3回目 優勢木間伐、自由間伐

芯持ち柱材2玉収穫できる大きさ、平均胸高直径が22cm程度になったとき（35年～40年）に35%前後の間伐を実施、間伐後ha当り800本程度の木が残り、大径木材として15年間隔、本数割合で25%程度を間伐し、林齢が増すごとに間伐強度、頻度は弱く低くする。

無節率が高くなり良質材の条件が増しどのような需要にも応じられ、採材の自由度が高まる。

ヘクタール当り300本前後になってきたら間伐ごとに伐った跡地に複数本の苗木を植栽し、それを繰り返していくうちに択伐林的な森林が出来上がり、そのような状態になるのは植栽後100年を過ぎる頃からとなる。

5 広葉樹の間伐

(1) 1回目 上層間伐

植栽後15年頃に形質の悪い優勢木を中心に、優勢木の間伐率にして25%前後を上回らない程度に切り捨て間伐を実施する。この時に、形質の良い優勢木の中から将来の収穫対象木を300本程度均等に配置されるように選び、間伐する木は収穫対象木の成長に早い段階からマイナス影響を与えるものから選ぶ。また、優勢木で形質の悪いものから間伐対象木とな

り、収穫候補木に形質や成長にマイナスを及ぼさない木は伐らないで残す。間伐によって林内に光が入り、収穫候補木の幹に後生枝が発生するのを防ぐ。

(2) 2回目

25年～30年生頃には、第1回の間伐と自然間引きで本数はha当り約2,000本となりもう一度形質良好な優勢木から200本程度を収穫対象木として、均等配置されるように選び、収穫対象木の生育にマイナス影響を与える優勢木を中心に行う。優勢木の本数間伐率は35%前後とし、形質優良な優勢木でもおたがいに接近していて強く競争し合うものは、どんなに優れていてもどちらかを伐る。

(3) 3回目

40年～45年生頃には、用材として商品価値がでる胸高直径が30cmを超える。間伐は、優勢木の胸高直径が30cmに達しお互いに競争が生じたときに行い、収穫を目的とするが形質の悪い木を優先的に伐る。優勢木の多くは収穫木であり、間伐の結果収穫木は120本程度となるようにする。

(4) 4回目

胸高直径が40cmを超えたときに行い、70本程度の収穫木が残るようにする。林分の閉鎖度合と収穫の必要性を考慮して適宜間伐収穫をあげ本数が30本程度になったら更新を考える。

富士市森林組合作業路開設基準

この基準は、対象森林内の作業路開設・改良・復旧について、環境負荷を最小限にするための作業基準を示すものである。

I 土木的事項

1 伐開幅

開設に伴う伐開幅は、切取法高、盛土法尻の外側 0.5m～1.0m を標準とする。

2 切取

自然地形を生かした線形を計画し、地形の改変面積や土工量、法面の出現等を出来る限り抑えるよう工夫するものとする。切取については、切りすぎないように十分注意する。

3 幅員

全幅員は 3.0m 以下とする。

路肩幅員は 0.3m とする。ただし、直入路または地形等により、0.25m まで縮小することができる。

4 縦断勾配

原則として 10%以下とし、地形の状況等によりやむを得ない事情がある場合には、制限延長 100m 以下に限り通行可能な勾配とすることができる。

5 曲線

最小曲線半径は 6m を原則とする。ただし、特別な箇所は、曲線部を設けな

いで他の方法によることができる。

6 土質別の標準的な切取勾配

砂質土	→	5分を標準とする。
粘性土	→	5分を標準とする。
礫混じり土	→	5分を標準とする。
転石混じり土	→	5分を標準とする。
岩石	→	3分を標準とする。

7 残土

残土は、土砂流出等の防止のための適切な措置をとる。

8 法面

法面は、周辺と同様の樹林を復元するためできるだけ緩勾配とするなど、周辺の地形と調和のとれるよう工夫する。

9 締め固め

盛土は、ブルドーザーによる1回の転圧量が30cm以下になるようにし、かつ十分締め固める。

10 保護樹帯

作業路の上下には、必要に応じ、保護樹帯を設ける。

11 写真管理

施工者は、施工過程の写真(基点、終点、主な工作物について施工前後、施工中の状況、使用機種等)必要な箇所撮影する。

12 出来形管理

施工者は、市の指示により工事の出来形管理を行わなければならない。

II 環境配慮事項

1 薬剤

やむを得ず薬剤等を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に基づき周辺の動植物に影響を及ぼさないよう、薬剤の種類や散布量等を協議しなければならない。

2 線形

学術的、歴史的、文化的に価値の高い森林、広葉樹林など自然性の高い森林、湿地等次に掲げる場所への線形計画は採用しない。

- (1) 原生林又はそれに近い自然林
- (2) 人工林であっても自然林に近い組成の箇所
- (3) 全国又は県内においても極めてまれな群落
- (4) 天然記念物に指定されている種
- (5) 地域に固有の種
- (6) 南限、北限、隔離分布等分布限界のある群落
- (7) 湖沼、河川、湿地等特異な立地に特有な群落及びその上流域
- (8) 減少が著しい群落
- (9) 学術上重要な群落

3 動植物への配慮

必要な場合には、カルバートによるアンダーパスを設置して動物の移動路の確保に努める。側溝や集水升等に落下した小動物の脱出のためのスロープの設置に努める。改変区域内の表土や現存植生の保全・利用に努め、地域的な植物相の保全及び自然資源の有効活用(間伐材、枝条等)に努める。

4 環境負荷の低い素材の使用

工作物は環境負荷の低い市有林産出材等の使用に努める。

5 モニタリング

保全上重要な動植物等の生育状況について、工事中及び共用後のモニタリング調査の実施に努める。

Ⅲ その他

1 諸法規の遵守

施工者は、工事施工にあたっては、諸法令、諸法規を遵守しなければならない。

林業薬剤管理マニュアル

1 林業薬剤使用の管理指針

林業薬剤は極力使用しないこととするが、病虫害の被害がまん延する可能性がある場合や獣害がある場合、または育林作業に支障のある笹類などの除草が必要な場合には最小限の林業薬剤を使用し、生態系や周囲住民への影響を配慮した作業を実施する。なお、使用する薬剤の性質、特徴などを十分認識したうえで取扱うこととする。

2 薬剤の使用

① 行政機関の指導

使用にあたっては、行政機関の指導を受け、協力事業体に対し適切な管理及び使用方法について周知徹底する。

② 関係者との連絡・調整

林業薬剤の影響を受ける地域の関係者との協議ができる体制を維持すること。

③ 林業薬剤の保管・管理

林業薬剤の保管・管理については、関係法令を遵守し厳格に対処する。使用した薬剤が残った場合は、所定の場所に保管し、薬剤の漏出、流出、滲出が起これないようにすること。

3 安全対策・周辺環境対策

① 病虫害がまん延した場合、被害周辺地域関係者と連絡をとりながら作業を実施すること。

② 周囲の土地利用状況を把握して、飲用水道、農業・漁業・その他事業に影響を及ぼさないように努めること。

③ 地域住民や関係者との協議ができる体制を維持すること。

④ 林業薬剤の取扱いには十分注意し、安全教育を徹底すること。

4 林業薬剤の廃棄について

① 林業薬剤をやむをえず廃棄する際は富士市が定める処理方法を遵守すること。

5 その他

① 森林病虫害等防除法、農薬取締法などの関係法令を遵守すること。

対話マニュアル

富士市森林組合は、認証森林に関する情報公開及び地域住民や利害関係者との対話に努め、地域社会と連携した森林管理を目指すため、次の事項を定める。

1 日常的な外部からの意見及び情報公開等の要望

- ① 森林認証に関する窓口は、富士市森林組合（電話 0545-35-5339）とする。
- ② 対応する責任者は、富士市森林組合 専務とする。
- ③ 対応記録は「様式－7」に従い記録し、保管する。

2 認証森林の概要の公開

- ① 認証森林の概要及び森林認証の普及・啓蒙に関する内容を組合ホームページに掲載する。
- ② 認証森林の概要に関する宣伝及び公開は、年1回程度行う。

3 意見の聴取とその対応

- ① 1や2を通じて聴取した意見について内部で検討する。
- ② 聴取した意見により、変更及び改善があった場合は、関係者に報告する。

4 関係法令の遵守

富士市森林組合個人情報保護規程をはじめとする関係法令を遵守する。

富士市森林組合認証森林 利害関係者リスト

(住所・連絡先は、任期終了時に順次交代する利害関係者は記さない。)

年月日	利害関係者	住 所	連絡先	備 考
	大淵地区町内会連合会	富士市 大淵	35-0002	大淵まちづくりセンター
	神戸地区 〃	〃 三ツ沢	21-2203	神戸 〃
	吉永北地区 〃	〃 鶺無ヶ淵	21-3559	吉永北 〃
	吉永地区 〃	〃 比奈	34-1014	吉永 〃
	原田地区 〃	〃 原田	52-0124	原田 〃
	須津地区 〃	〃 中里	34-0004	須津 〃
	浮島地区 〃	〃 西船津	38-0930	浮島 〃
	富士市上下水道部	富士市本市場 441-1	67-2834	水道維持関係
	富士市産業経済部林政課	富士市永田町 1-100	55-2783	市有林関係 林道関係
	静岡県	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2455	保安林関係 河川関係（一級河川）
	静岡県富士土木事務所	富士市本市場 441-1	65-2222	土地貸借関係
	静岡県富士農林事務所 森林整備課	〃 本市場 441-1	0545-65-2202	森林一般関係
	東京電力(株) 沼津カスタマ ーセンター	沼津市大手町	0120-995902	土地貸借関係
	東京電力(株)富士支社	富士市吉原 1-1-21	0120-995902	土地貸借関係
	西日本電信電話(株)静岡支店	静岡市葵区城東町 5-1	054-203-8076	土地貸借関係
	(株)NTT ドコモ東海	名古屋市東区東桜 1-1-10	052-968-1522	〃
	電源開発(株)	静岡市葵区田町 4-69	054-252-7277	土地貸借関係
	富士猟友会	富士市森林組合まで		猟友会

	富士大物クラブ	富士市森林組合まで		有害鳥獣駆除関係
	富士山こどもの国	富士市桑崎 1015	0545-22-5555	土地貸借・隣接関係
	十里木カントリークラブ	富士市桑崎 1016	055-998-1010	土地貸借関係
	大富士ゴルフ場	富士市今宮 1243	21-4111	土地貸借関係
	南富士パイプライン(株)	富士市蓼 1146-1	55-1211	土地貸借関係
	富士砂防工事事務所	富士宮市三園平 1100		土地貸借関係
	国土地理院中部地方測量部長	名古屋市中区三の丸 2丁目5-1		土地貸借関係
	東海旅客鉄道(株)	東京都千代田区丸の内 1-9-1	03-5218-6272	土地貸借関係
	富士市森林組合	富士市大淵 6979-5	35-5339	森林一般関係
	静岡県森林組合連合会	静岡市葵区追手町 9-6	054-253-0195	森林一般関係
	静岡県森林組合連合会 富士事業所	富士市大淵 6978-1	0545-35-3577	森林一般関係
	(一社) 中畑愛郷会	御殿場市中畑 106-3	0550-89-4402	管理協定関係
	(一社) 古沢共和会	御殿場市古沢 195-2	0550-84-0010	管理協定関係
	(一社) 御殿場愛郷報徳社	御殿場市仁杉 255-2	0550-89-4136	管理協定関係
	(一社) 一色郷栄会	駿東郡小山町一色 622-4	0550-78-0975	管理協定関係
	(一社) 竈報徳社	御殿場市竈 152	0550-98-8587	管理協定関係

富士市森林組合認証森林（災害関係） 利害関係者リスト

（住所・連絡先は、任期終了時に順次交代する利害関係者は記さない。）

年月日	利害関係者	住所	連絡先	備考
	大淵地区町内会連合会	富士市 大淵	35-0002	大淵まちづくりセンター
	神戸地区 //	// 三ツ沢	21-2203	神戸 //
	吉永北地区 //	// 鵜無ヶ淵	21-3559	吉永北 //
	吉永地区 //	// 比奈	34-1014	吉永 //
	原田地区 //	// 原田	52-0124	原田 //
	須津地区 //	// 中里	34-0004	須津 //
	浮島地区 //	// 西船津	38-0930	浮島 //
	富士市	富士市永田町 1-100	51-0123	行政関係全般
	静岡県	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2455	保安林・森林一般関係
	富士市森林組合	富士市大淵 6979-5	35-5339	森林一般関係
	富士警察署	富士市八代町 3-55	51-0110	事故関係
	富士市消防本部	富士市永田町 1-100	51-0123	火災関係
	中央消防署大淵分署	富士市中野 307-45	36-0299	火災関係
	// 富士見台分署	// 富士見 1-16-4	21-3399	火災関係
	// 吉永分署	// 富士岡 312-1	34-2367	火災関係
	西消防署富士川分署	// 木島 73-4	56-0119	火災関係
	内山林野消防隊	富士市勢子辻		火災関係
	富士本林野消防隊	富士市富士本		火災関係
	富士建設業協会	// 本市場 770	61-2838	災害復旧関係
	富士労働基準監督署	富士市御幸町 13-28	51-2255	作業員傷害
	富士健康福祉センター	// 本市場 441-1	65-2205	作業員傷害
	富士市立中央病院	富士市高島町 50	52-1131	作業員傷害
	(一社)中畑愛郷会	御殿場市中畑 106-3	0550-89-4402	管理協定関係
	(一社)古沢共和会	御殿場市古沢 195-2	0550-84-0010	管理協定関係
	(一社)御殿場愛郷報徳社	御殿場市仁杉 255-2	0550-89-4136	管理協定関係
	(一社)一色郷栄会	駿東郡小山町一色 622-4	0550-78-0975	管理協定関係
	(一社)竈報徳社	御殿場市竈 152	0550-98-8587	管理協定関係

富士市森林組合認証森林（環境保全関係）利害関係者リスト

（住所・連絡先は、任期終了時に順次交代する利害関係者は記さない。）

年月日	利害関係者	住 所	連絡先	備 考
	静岡県富士農林事務所 森林整備課	富士市本市場 441-1	65-2202	森林一般関係
	静岡県	静岡市葵区追手町 9-6	054-221-2455	森林一般関係
	富士市	富士市永田町 1-100	51-0123	行政関係全般
	富士市環境保全課	富士市永田町 1-100	51-0123	環境保全課
	大淵地区町内会連合会	富士市 大淵	35-0002	大淵まちづくりセンター
	神戸地区 //	// 三ツ沢	21-2203	神戸 //
	吉永北地区 //	// 鵜無ヶ淵	21-3559	吉永北 //
	吉永地区 //	// 比奈	34-1014	吉永 //
	原田地区 //	// 原田	52-0124	原田 //
	須津地区 //	// 中里	34-0004	須津 //
	浮島地区 //	// 西船津	38-0930	浮島 //
	日本大昭和板紙(株)吉永工場	富士市比奈 798	57-3396	水利関係
	五條製紙(株)	富士市原田 451-1	57-1111	水利関係
	富士市森林組合	// 大淵 6979-5	35-5339	森林一般関係
	静岡県森林組合連合会	静岡市葵区追手町 9-6	054-253-0195	森林一般関係
	静岡県森林組合連合会 富士事業所	富士市大淵 6978-1	35-3577	森林一般関係
	(一社)中畑愛郷会	御殿場市中畑 106-3	0550-89-4402	管理協定関係
	(一社)古沢共和会	御殿場市古沢 195-2	0550-84-0010	管理協定関係
	(一社)御殿場愛郷報徳社	御殿場市仁杉 255-2	0550-89-4136	管理協定関係
	(一社)一色郷栄会	駿東郡小山町一色 622-4	0550-78-0975	管理協定関係
	(一社)竈報徳社	御殿場市竈 152	0550-98-8587	管理協定関係

林野火災予防マニュアル

富士市森林組合が管理する認証森林における林野火災の予防対策と消火体制を強化することにより、認証森林の保全と地域の安全に努めることとする。

このため、次の事項を定める。

1 事業現場などでの事前調査

- ① 近くの谷川などに消火に使う水があるか事前に調べること。
- ② 付近の地形及び状況を十分に把握すること。
- ③ 乾燥注意報や風向き・風速など気象情報を把握すること。
- ④ 携帯電話及び無線の通信状況を確認すること。

2 消火機材の用意

- ① くわ又はスコップ、消火用の水が入ったポリタンク、水のうなどが用意されていること。

3 事業現場での対応

- ① 「山火事注意」などの啓発看板を設置すること。
- ② 休憩所を設置したときは、周囲の可燃物を除去すること。
- ③ 暖をとるための焚き火は、延焼しやすい場所では避けること。また、焚き火をした際の後始末など、消火確認を完全に行なうこと。
- ④ くわエタバコでの歩行及び作業は行わない。吸殻入れを必ず携行し、マッチ、吸殻の後始末を完全に行なうこと。
- ⑤ 作業に使用する燃料・オイル類は適量を持参し、法令に基づき正しく取り扱うこと。
- ⑥ チェーンソーなどへの燃料の補給は、エンジンを止めてこぼれないように行うこと。
- ⑦ チェーンソーのマフラーは、枯れ草などの燃えやすいものに触れないようにすること。
- ⑧ マフラーのカーボンに火がついたりしないように、事前に機械の点検を行なうこと。

4 訓練及び関係機関との協力

- ① 地域の消防団、関係機関が実施する消防訓練にはできる限り参加すること。
- ② 火災が発生した場合の連絡体制を整備し、事業現場での携帯電話及び無線の通話状況を確認すること。また、携帯電話などの使用が困難な場合を想定した連絡体制を打ち合わせるものとする。

5 連絡体制

- ① 林野火災発生の場合は、連絡体制に基づき、消防署、地元消防団並びに林野自主消防隊の内山林野消防隊及び富士本林野消防隊と直ちに連絡を取り合い、消火及び火災の拡大防止に努めるものとする。

6 記録の保存

- ① 訓練及び林野火災の記録の保存を行う。

別紙-8

富士市森林組合協力事業体・一人親方及び代表者名簿

No.	氏名	電話(自宅)	住所	生年月日			電話(携帯)
				年	月	日	
1	カツマタ ミチマサ 勝又 道正						
2	サノ ショウジ 佐野 正治						
3	アチハ ケンジ 阿知波 賢二						
4	ハットリ ヒロミチ 服部 浩道						
5	ムロフシ オサム 室伏 治						
6	カツマタ トシアキ 勝又 敏明						
フジ リンギョウ 富士林業 クラブ 4人							
7	カノウ マサミツ 代表 加藤 正光						
カブ モリリンギョウ (株)森林業 11人							
8	モリ イワオ 代表 森 岩雄						
フジサンキ カイ 富士山木こりの会 5人							
9	ワタナベ マコト 代表 渡辺 誠						
カブ ゲット フォレスト (株)Get-Forest 4人							
10	カツマタ ユキフミ 代表 勝又 幸文						
ユウ ハダ モクザイサンギョウ (有)羽田木材産業 3人							
11	ハダ クニタカ 代表 羽田 邦高						
リンギョウ マルケイ林業 3人							
12	モチヅキ カイチ 代表 望月 嘉市						
オガワグミ 小川組 5人							
13	オガワ カオル 代表 小川 薫						
カブ ヤマキ (株)ヤマキ 3人							
14	スギモト ケイ 代表 杉本 圭						
カブ ヨコヤマリンギョウ (株)横山林業 3人							
15	ヨコヤマ テルユキ 代表 横山 輝幸						
エーゼット A Z 1人							
16	アカオ アキヒロ 代表 赤尾 昭博						

※個人情報により作業員名簿は別に定め管理する。

レッドデータブックに基づく
富士市において生息の可能性のある貴重種・絶滅危惧種リスト

静岡県版レッドリスト 2020

http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-070/wild/red_replace.html



まもりたい静岡県の野生生物 2019【動物編】 2020【植物・菌類編】

http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-070/wild/red_data03.html



富士宮市自然環境の保全及び育成条例による特定希少動植物リスト

<http://www.city.fujinomiya.lg.jp/citizen/11ti2b0000000yaq.html>

